



企業から一言

行動計画策定に当たって工夫した点

当社は設立から日が浅く、まずは「法令遵守の基盤づくり」を意識して行動計画を策定しました。何か特別な施策を講じるのではなく、法令に沿った制度を整備し、社内に浸透させることを優先しました。

行動計画策定・実施の効果

第1期（平成23年4月1日～平成25年3月31日）において、男性が育児休業を取得、女性の育児休業取得率が100%であり、徐々に制度の認知が進んできました。育児休業以外の子育て支援制度についても、啓蒙活動を継続し、ワークライフバランスの向上に努めます。

育児休業を取得した男性従業員の声

妻と子の体のことを思い、約3週間の育児休業を取得させて頂きました。当初、育児休業中はゆっくりと妻をサポートしようと考えていましたが、慣れない育児はそう甘いものではなく、毎日慌ただしく過ごしました。

妻の苦勞を少し理解できたため、育児休業後も妻と分担して育児に取り組んでいます。職場の皆さんのご協力を頂き、貴重な時間を過ごすことができました。

* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

* 次世代法に基づく「基準適合一般事業主認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/26.html>

* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/dl/jisedaihou.pdf>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんマークの認定については、
長崎労働局雇用均等室 電話095(801)0050